

自由研削といしの取替え等業務特別教育 案内

自由研削といし(ポータブルグラインダ、卓上用グラインダ、切断機等に使用するといし)の取替え又は取替え時の試運転業務に労働者を従事させる場合、労働安全衛生法により事業者は「特別教育」を行うことが義務付けられています。

清水労働基準協会では、事業者に代わり本特別教育(学科・実技)を開催いたしますので、当該業務に従事している方で未教育の方、あるいは従事予定の方の受講についてご案内申し上げます。

記

1 日時及び会場 (開始時刻5分前までに着席)

日時 : 令和6年5月17日(金) 午前9時30分～午後5時

会場 : 静岡市清水区島崎町223 清水テルサ 静岡市東部勤労者福祉センター

2 特別教育(学科・実技)の科目

「自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識」等の法定3科目

「自由研削用といしの取付け方法及び取替え時の試運転の業務」2時間以上

なお、教育を遅刻、早退した場合は、当該教育科目は未修了となりますのでご注意ください。

3 受講料(消費税、テキスト代含む)

清水協会員 : 12,500円 それ以外の方 : 13,500円

4 申込方法

(1)受講申込書に所要事項を記入の上、受講料を添えて2週間前までに当協会(清水労働基準協会)へお申し込み下さい。引換えに受講票をお渡しします。

(2)協会窓口での申込みが困難な方は、申込書をFAXでお送り下さい。申込書の内容等を確認後、振込銀行口座等を記載した文書を送ります。振込確認後、受講票をお送りします。

※ 振込手数料、受講票・領収書の返信用封筒及び郵送料は申込者でご負担願います。

(3)申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講票、領収書の返却された場合に限り受講料をお返しします。また、受講者の変更は開催日の7日前までにご連絡下さい。

5 修了証の交付

受講者には「自由研削用といしの取替え等業務特別教育修了証」を、また、事業所には「自由研削用といし取替え等業務特別教育(学科教育)修了証明書」を交付します。

6 持参するもの (テキストは会場でお渡しします) 受講票、筆記用具

※昼食は各自でご用意ください

7 実技教育

自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法について、2時間以上の実技教育を実施しますので、事業所においては教育の必要ありません。

8 受講の申込み・問合せ

清水労働基準協会(静岡市清水区万世町2-7-4) TEL・FAX 054 (351) 4584

自由研削といしの取替え等業務特別教育 申込書

講習日 月 日

受講者氏名	生年月日	現住所
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	

令和 年 月 日

事業所の名称 _____

〒 _____
所在地 _____

電話番号 _____
FAX番号 _____

担当者部署名 _____
担当者氏名 _____

会員非会員の別 清水協会員 ・ その他 (○をしてください)

清水労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込いただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)